

我が国の経済連携協定（EPA）における 知的財産分野の合意

会員・弁護士 小山 隆史[※]

1. FTA/EPA とは

(1) FTA とは自由貿易協定 (Free Trade Agreement) の略称であり、狭義では、特定の国や地域の間で、主に物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定をいう。例えば、北米自由貿易協定 (NAFTA, 1994 年) や米シンガポール FTA (2004) などがある。これに対し、日本が推進している経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement) とは、従来の狭義の FTA の要素に加え、投資、人の移動、政府調達、知的財産、競争政策、ビジネス環境の整備、二国間協力等を含む幅広い分野を対象とする協定であり、相手国との経済関係全体を強化することを目的とするものである⁽¹⁾。この EPA における日本側の重要な関心事項の一つとして、知的財産分野がある。

(2) 日本の EPA は、現在、シンガポール (2002)、メキシコ (2005)、マレーシア (2006)、タイ (2007)、チリ (2007)、フィリピン (2008)、インドネシア (2008)、ブルネイ (2008)、ベトナム (2009) 及びスイス (2009) との間で発効しているほか、地域型 EPA である日 ASEAN 包括的経済連携協定 (2008 年から 2009 年にかけて発効) が発効している。また、韓国 (2003 年 12 月交渉開始、現在交渉中断中)、湾岸協力理事会 (GCC) (FTA, 2006 年 9 月交渉開始)、インド (2007 年 1 月交渉開始)、オーストラリア (2007 年 4 月交渉開始)、ペルー (2009 年 4 月交渉開始) との EPA が交渉中である (2010 年 8 月現在)。

2. 知的財産分野における国際交渉の枠組み—マルチからマルチ・バイ併用へ

(1) 知的財産制度は国内の産業及び文化振興政策の一つであるが、商取引や人の移動の国際化を踏まえ、これまでに WIPO 所管の国際協定や TRIPS 協定などの国際条約が数多く制定されてきた。その結果、

国際的なフォーラムで合意されたルールが国内の法制度に影響を及ぼすことが近年益々増えている。新しい分野や技術に関するルールについては、むしろ国際的なフォーラムにおいて先に議論が行われ、成立した国際協定に加入するために国内法を改正するといった流れも珍しくなくなっている。

(2) そのような国際的なフォーラムとしては、1995 年の WTO 発足後の WTO/TRIPS 理事会や WIPO の各条約交渉会議などがある。また、最近では、従来知的財産分野とはあまり縁のなかった他のフォーラム、例えば、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国連人権委員会 (UNCHR)、国連教育科学連合 (UNESCO)、世界保健機関 (WHO)、生物多様性条約 (CBD) 締約国会議などにおいても、知的財産に関する事項が国際公共政策との関わりで論じられるようになってきた。これらの条約交渉やフォーラムは多国間で行われるためマルチ (multilateral) と呼ばれる。

(3) しかし、WTO/TRIPS 理事会での議論は開発途上国と先進国・地域間、あるいは先進国・地域間や開発途上国間同士の意見対立がなかなか収斂せず、また、他のマルチのフォーラムでの議論も、公衆衛生問題 (医薬品アクセス問題等)⁽²⁾ や遺伝物質、伝統的知識、フォークロアの保護などをめぐり先進国と開発途上国間の意見対立が激しくなり、議論の膠着化の様相を見せていた。難航する WTO のドーハ新ラウンド (DDA, 2001 年 1 月～) を補完するものとして FTA が活用されるようになる中、一部の先進国・地域は、知的財産分野についても FTA で扱い、自国の関心事項の実現や相手国の制度の改善を求める動きが見られるようになった。二国間 FTA のような二国間協定はバイ (bilateral) と呼ばれる。

(4) 従来から知的財産分野の交渉においてマルチとバ

[※] 元外務省経済局経済連携協定交渉官

イのアプローチを併用してきた米国は、特にこのような動きが顕著であった。具体的には、米シンガポール FTA（2004 年）、米チリ FTA（2004 年）、米豪 FTA（2005 年）などの FTA の中に包括的な知的財産章を設けている。これに対し、マルチ中心主義であった EU は、従来は FTA をあまり重視していなかったが、近年、積極姿勢に転じ、FTA において包括的な知的財産章を設けるようになった⁽³⁾（EU 韓国 FTA [仮調印] 参照）。

- (5) 日本は、知的財産分野の国際交渉では、長らくマルチ重視、すなわち WIPO や TRIPS 理事会など多数国が参加するフォーラムにおいて、知的財産保護の強化及び制度の調和を目指すという立場であった。しかし、DDA の先行きが見えない中、2000 年頃、日本も貿易の自由化・円滑化について WTO 中心主義からバイである EPA 交渉も進めるマルチ・バイ併用の方向に舵を切ったが、EPA における知的財産分野の交渉も、このような流れの中に位置付けられる。また、2002 年に知的財産基本法が成立し（翌年施行）、「知的財産推進大綱」において、日本国民及び企業の知的財産権の保護活用や模倣品・海賊版対策の推進を図る手段として FTA/EPA の活用が謳われたこともこの流れを後押しした。
- (6) 日本の締結した全ての EPA には、知的財産に関する規定が含まれているが、その内容や規定の方法は各 EPA により異なっている。最初の EPA である日シンガポール EPA 及び日メキシコ EPA には知的財産章は置かれていないが、それ以降に締結された日マレーシア EPA、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA、日ベトナム EPA、日チリ EPA 及び日スイス EPA には包括的な知的財産章が置かれている。特に、マレーシア（2004 年 1 月交渉開始）、フィリピン及びタイ（2004 年 2 月交渉開始）以降の EPA 交渉では、産業界や利害関係者（日本弁理士会、AIPPI、JETRO、日本知的財産協会など）からの要望を踏まえ、包括的な知的財産章を設け、相手国固有の知的財産制度上の問題点を解消し、実体的権利保護やエンフォースメントにおける TRIPS プラスの合意を目指すとともに、権利取得手続の簡素化や透明性の向上も確保することを基本コンセプトとして知的財産分野の交渉を行っている。
- (7) 次章以下では、日本の EPA における知的財産分

野の合意内容を事項別に紹介したい（なお、先進国との EPA である日スイス EPA の知的財産章は、相手国の不十分な制度の改善を義務付けるといった性質のものではないため、本稿では必要な限度でのみ言及するにとどめる）。また、各 EPA の条文等は外務省 HP において公開されている（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>）。

3. 権利取得手続の簡易化・透明化

知的財産権の取得手続や情報公開といった手続面では、①提出書面の署名等の公証要求の禁止、②優先権証明書への翻訳認証要求の禁止・簡易化、③包括委任状制度の導入、④特許・商標国際分類の採用、⑤知的財産関連情報の開示・利用等について合意している。

- (1) 知的財産権の出願などの手続において、当局に提出する書類（委任状や譲渡証明書など）につき、書類作成者の署名や提出者を特定する方法の真正を公証することを要求する（署名等が本人によって真正になされたことを公証人が認証することを義務付ける）国があった。この点に関し、特許法条約第 8 条 4 項 (b) 及び商標法条約第 8 条 4 項は、「締約国は、原則として官庁に提出される書類の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明その他の証明を要求してはならない」と規定している。日本は、かかる公証要求を禁止するよう求めた結果、フィリピン（第 120 条 2 項、3 項）、インドネシア（第 109 条 2 項、3 項）及びベトナム（第 83 条 2 項、3 項）において、例外はあるが、原則として、「いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証明書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求することができない」とすることで合意した。
- (2) また、当局に優先権証明書を提出する際、その翻訳が正確になされていることを認証するよう義務付けている、又は国内法令上義務付けているように読める国があったため、日本は、優先権証明書の翻訳に対する認証要求を禁止するよう求めた。交渉の結果、インドネシアでは、優先権の主張の基礎となる

先の出願の翻訳文についての認証を要求することを禁止することで合意した（第109条4項）。ベトナムでは、出願人又はその代理人以外の者に対して、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文についての認証を要求することを禁止した（第83条4項）。フィリピンでは、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文の正確性について認証を要求する場合、翻訳が誠実かつ正確に行われている旨の翻訳者自身による書面の提出により「認証」とすることができるとした（第120条4項）。

(3) 権利者の負担軽減となる包括委任状制度については、特許協力条約規則90.5（国際出願について）及び商標法条約第4条3項（b）でも認められている。交渉の結果、商標法条約の加盟国であるインドネシア（第109条5項）、及び、特許協力条約の加盟国であるベトナム（第83条5項）において、包括委任状制度の導入が協定上義務付けられた。

(4) 特許及び商標については、発明の属する技術分野及び対象となる商品・サービスに関して国際分類が定められている。特許についてはストラスブール協定が、商標についてはニース協定がそれぞれ定める。フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、チリ及びベトナムのいずれの国もこれらの協定には加盟していなかったため、日本は、相手国に対して特許及び商標の各国際分類の採用を条約上の義務として要求したところ、マレーシア（第116条2項）、インドネシア（第109条8項）、チリ（第159条2項）及びベトナム（第83条6項）との間で、かかる国際分類を採用することで合意した。その結果、これらの国はストラスブール協定及びニース協定に未加盟であっても、今後は国内において国際分類とは異なる分類を採用することはできなくなった⁽⁴⁾。他方、運用上国際分類を採用していたフィリピン及びタイは、国際分類の採用を条約で義務付けられることに難色を示したため、「可能な範囲で」（フィリピン第120条5項）及び「最大限に可能な範囲で」（タイ第126条2項）かかる国際分類に従うこととした。

(5) 日本は、透明性向上の観点から、(i) 知的財産権の出願、付与及び登録に関する情報（公報による出願、登録情報等）、(ii) 一件書類（包袋など）、(iii) 税関当局に侵害品の差止めを求める申立てに関する情報、(iv) その他知的財産保護制度に関する情報（審

査基準等を含む）などを公に利用可能とするよう求めた。その結果、程度に差はあるものの、包括的な知的財産章を有する全ての交渉相手国において、透明性向上に関する規定が設けられた（フィリピン第121条、マレーシア第117条、タイ第127条、インドネシア第110条、チリ第160条、ベトナム第84条、スイス第112条）。一例を挙げると、インドネシア第110条は以下の情報公開を義務付けている。

(a) 少なくとも、特許の出願及び付与、実用新案及び意匠の登録並びに商標及び植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開し、並びにこれらに関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとする

(b) 税関当局が国境措置として不正商標商品又は著作権侵害物品の開放を停止することを求める申立てに関する情報を公に利用可能なものとする

(c) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の努力に関する情報（統計上の情報を含む）その他の知的財産の保護に関する制度についての情報（特許出願並びに意匠及び商標の登録出願の審査に関する基準又は指針を含む）を公に利用可能なものとする

4. 特許

特許は、①微生物の特許保護、②コンピュータ・プログラム関連発明の特許保護、③特許の優先・早期審査制度の導入、④発明の新規性喪失事由の拡大、⑤修正実体審査制度の導入、⑥出願公開制度の導入、⑦間接侵害の導入、⑧不服審判請求後の補正、⑨情報提供制度の導入などについて合意している。

(1) 微生物の特許保護について、マレーシア及びタイとの間で、「特許出願に係る保護の対象が微生物であるという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する」ことで合意し、微生物に関する特許出願についても受理の上で審査が行われることが確保された（マレーシア第119条3項、タイ第130条3項）。微生物については、TRIPS協定第27条3項（b）が特許による保護を加盟国に義務付けているが、マレーシア及びタイでは、特許法上天然微生物（naturally occurring micro-organism）に関する特許が認められないのではないかと懸念があったため、微生物が特許により保護されるこ

とを確保すべく交渉を行ったものである。

(2) コンピュータ・プログラム関連発明の特許保護について、インドネシア及びベトナムとの間で、「特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する」ことで合意した（インドネシア第112条1項、ベトナム第86条1項）。日本では、プログラムに内在する技術的思想及びプログラムを利用した発明はそれぞれ特許の対象になる。例えば、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」場合には発明として保護される（日本では「ソフトウェア関連発明」と呼ぶ）。しかし、ASEAN諸国は、コンピュータ・プログラムを著作権によって保護しているが（TRIPS協定第10条1項参照）、特許の保護対象から除外している国が少なくなかったため、交渉相手国に対し、コンピュータ・プログラム関連発明を特許により保護するよう求めたものである。

(3) 特許出願の審査に関し、日本は、出願中の発明が模倣されているなど早期の権利化が必要な特段の事情がある出願について、他の出願よりも優先的に審査を行う優先審査制度の導入を求めた（特許法第48条の6参照）。これに加えて、日本で運用上の制度として実施されている「外国関連出願に係る早期審査制度」⁽⁵⁾の導入なども求めた。

その結果、マレーシアでは、合理的な理由があることを条件として、特許出願人が当局に対して優先審査の要請を提出できることになり（第119条3項）、加えて、一方国（例えば日本）において出願している特許出願については、他方国（例えばマレーシア）において他の出願より優先して審査することを確保することで合意した（第119条4項）。フィリピンでは、特許の出願人が当局に対し、当該出願を早期に審査すべき旨の申請を提出できるものとした（第123条）。インドネシアでは、一方国に出願している特許出願を他方国に出願している場合に、一方国の審査結果等を提出することにより、他方国において通常の出願よりも優先して審査を受けることができる早期審査制度を導入することで合意した（第112条3項）。ベトナムでは、出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施している場合には、当該第三者の実施の証拠又は

他国に出願された実質的に同一の発明についての先行技術調査結果・審査結果等のいずれかを提出することにより、通常の出願よりも優先して審査を受けることができる仕組みを導入することで合意した（第86条3項）。

(4) 発明の新規性喪失事由として、日本は、(i) 世界公知、(ii) 世界公用、(iii) 世界文献公知、(iv) インターネットを通じた公知を定めているところ（特許法第29条1項）、タイは国内公知、国内公用及び世界文献展示公知等を採用し、世界公知公用を採用していなかった。交渉の結果、タイは、世界公知及びインターネットを通じた公知を新規性喪失事由に追加することで合意した（第130条2項）。

(5) マレーシアは、特許出願日から18ヶ月後の出願公開を義務化することで合意した（第119条5項）。従前は特許出願を登録時まで非公開としていたが、特許協力条約（PCT）加入準備のために特許法を改正し、特許出願の優先日又は出願日から18ヶ月が経過した後、出願に係る情報を公衆の利用に供する出願公開制度の導入を準備していたため、日本側の求めでこれを協定上義務化することに合意した。

(6) シンガポールは、修正実体審査制度（MSE）⁽⁶⁾を採用しているところ、シンガポール知的財産権庁（IPOS）が日本国特許庁を「所定特許庁」に指定することで合意した（第98条、実施取極第11条）。これにより、シンガポールに出願を行った出願人は、日本で特許が成立したことを示す特許公報を英語訳とともにIPOSに提出することにより、シンガポールにおける特許を安価な料金で迅速に取得することが可能となった。

(7) インドネシアでは、特許権の間接侵害の規定を導入することで合意し、「物の発明についての特許について、商業上の目的のために、専ら当該物の生産に使用される物の生産、譲渡、貸渡し、輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為」、及び、「方法の発明についての特許について、商業上の目的のために、専ら当該発明の実施に使用される物の生産、譲渡、貸渡し、輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為」をそれぞれ特許権侵害とすることとした（第112条7項）⁽⁷⁾。

(8) インドネシアでは、特許出願人が、拒絶査定に対する不服審判請求を行った後、一定期間内に、当該出願の補正をすることができることを定めた

（第112条6項）。これは、日本の特許法旧第17条の2第1項4号に対応する制度である。

- (9) また、インドネシアでは、何人も、特許出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性又は進歩性を否定し得る情報を、当該出願の継続中に、当局に対して提出することができるものとし、審査においてこれらの情報を参照することができるものとした（第112条5項）。これは、日本の特許法施行規則第13条の2に対応する制度である。

5. 意匠

意匠は、①意匠の登録要件の厳格化、②意匠権の効力の類似意匠への拡大、③意匠の新規性喪失事由の拡大、④部分意匠制度の導入などについて合意している。

- (1) インドネシアでは、意匠の登録要件である「新規性」の判断が形式的であり、少しでも相違点があれば新規な意匠として登録される傾向があったため、日本企業は問題視していた。そのため日本は、TRIPS協定第25条1項第2文の「加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組み合わせと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとする」ことを定めることができる」との任意規定をインドネシアに義務付けることにより、意匠の登録要件（新規性）の厳格化を狙った。交渉の結果、インドネシアは新規性の判断の厳格化に同意し⁽⁸⁾、「意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組み合わせと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとする」ことで合意した（第113条1項第2文）。
- (2) TRIPS協定第26条は、「意匠権者は、その承諾を得ずに、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠の使用及びかかる意匠を用いている製品の製造、販売又は輸入を防止する権利を有する」と規定している。日本は、意匠権の効力が、TRIPS協定が定める「実質的に複製である意匠」に加え、「類似する意匠」にまで及ぶと定めている（意匠法第23条）。インドネシアは、日本の求めを受け入れ、意匠権の効力の及ぶ範囲を類似意匠にまで拡大することで合意した（第113条4項）。他方、タイは特許法上、TRIPS協定が義務付ける「実質的に複製であ

る意匠」に対して特許意匠の効力が及ぶのか不明であったところ⁽⁹⁾、交渉の結果、少なくとも「実質的に複製である意匠」に対して意匠権の効力が及ぶことを協定上明確化した（第131条3項）。

- (3) 意匠の新規性喪失事由として、日本は、(i) 世界公知、(ii) 世界文献公知、(iii) インターネットを通じた公知を定めている（意匠法第3条1項）。これに対し、マレーシアは国内公知主義を採用していた。また、タイは国内公知公用及び世界文献公知を採用していた。交渉の結果、マレーシアは、インターネットを通じた公知の限度で意匠の新規性喪失事由を拡大することで合意し（第120条2項）、世界公知及び世界文献公知の導入を努力義務として定めた（同条3項）。また、タイは世界公知を受け入れた（第131条2項）。
- (4) インドネシアは、物品のうち独立した製品として取引の対象とされず流通しない部分の意匠も保護する部分意匠制度を導入することで合意した（第113条3項）。

6. 商標

商標は、①周知商標の保護の強化、②商標に対する異議申立機会の確保、③商標の登録更新時期の改善などについて合意している。

- (1) 周知商標の保護は、パリ条約第6条の2、TRIPS協定第16条2項及び3項が規定し、TRIPS協定加盟国は、登録商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについての使用であっても、周知商標と同一又は類似の商標の登録を拒絶し又は無効とし、その使用を禁止する義務を負う。ところで、パリ条約及びTRIPS協定による周知商標の保護は、自国において広く認識されているものに限っているが（国内周知）、日本では、不正の利益を得る目的などの「不正の目的」をもって、日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標を登録することはできないとし、外国周知を採用している（商標法第4条1項19号）。

しかし、交渉相手国のほとんどは国内周知にとどまっており、日本企業の（未登録）周知商標がこれらの国で周知ではないとされると、第三者がかかる周知商標を出願した場合にも登録され、これを取り

消すことができないという不利益が生じていた。日本は交渉において、基本的には前記商標法第4条1項19号にならって外国周知としつつ「不正な目的」要件を課す制度の導入を求めた。

交渉の結果、国内周知主義をとっていたマレーシアは、「日本又はマレーシアで周知である商標」と同一又は類似する商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図又は当該周知商標の所有者に損害を与える意図で使用される場合には、その使用の結果として混同を生じさせるおそれがあるか否かを問わず、当該商標の登録を拒絶し、又は取り消すことで合意した（第121条2項）。これにより、日本の周知商標権者は、日本で周知であればマレーシア国内で周知でなくとも、マレーシアで登録せずに日本法と同様の保護を受けられることになった。また、インドネシアも、マレーシアと同様、一方国内（例えば日本）で周知の商標と同一又は類似する商標が、他方国（例えばインドネシア）において不正の目的で使用される場合には、その使用の結果として混同を生じさせるおそれがあるか否かを問わず、当該同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消すことを規定し（第114条2項）、周知商標の保護を強化した。

- (2) 商標に対する異議申立てについて、TRIPS協定第15条5項は商標の取消制度の導入を義務付けるとともに、「加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる」と定める。日本では、何人も商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、商標登録についての異議を申し立てることができる（商標法第43条の2以下）。チリは、商標出願及び登録についての異議申立制度を有していたため、TRIPS協定上任意となっている商標の出願又は登録に対する異議申立ての機会を確保することで合意した（第161条）。
- (3) 商標の更新時期について、商標法条約では、「更新の申請書を提出することができ及び更新のための料金を支払うことができる期間は、更新が行われるべき日の六箇月以上前に開始し、当該更新が行われるべき日の六箇月以上後に終了する」と定めている（第13条1項(c)、第8規則⁽¹⁰⁾）。インドネシアは商標法条約の加盟国であったが、商標の登録延長請求は、当該登録標章の保護期間が満了する前12ヶ月以内に書面で行うものと定められており（商標法第

35条2項）、前記条約の規定と整合しておらず、登録商標権者に不利益が生じるおそれがあった。交渉の結果、更新手続（申請書の提出及び更新料金の支払い）の期間は、「更新が行われる日の六箇月以上前に開始し、当該更新が行われるべき日の六箇月以上後に終了する」とすることで合意した（第114条5項）。

7. 著作権及び著作隣接権

著作権及び著作隣接権は、①著作者、実演家及びレコード製作者の利用可能化権の付与、②技術的保護手段回避への対応、③権利管理情報の改変への対応、④インターネット・サービス・プロバイダの責任制限などについて合意している。

- (1) フィリピン、インドネシア及びマレーシアとは、著作者、実演家及びレコード製作者に対して、著作物、固定（録音）された実演及び音の固定物（CDなど）について、利用可能化権を付与することで合意した（フィリピン第126条1項、インドネシア第115条1項、2項、マレーシア第122条1項）。利用可能化権とは、権利者が、著作物や実演・音の固定物（レコードやCD等）について、インターネット上の送信の前段階であるサーバーへのアップロード行為を許諾する権利をいう。インターネット時代の著作権等のルールを定めるWIPO著作権条約（WCT）及びWIPO実演・レコード条約（WPPT）において、著作者（WCT第8条）、実演家及びレコード製作者（WPPT第10条、但し、視聴覚的実演の固定物を除く）に対し、著作物や固定（録音）された実演・音の固定物について、サーバーへのアップロード行為自体を許諾する利用可能化権が定められた。日本は、平成9年に著作権法を改正し、著作者や実演家及びレコード製作者に対して、著作物や実演（許諾を得て録画された実演を除く）及び音の固定物のサーバーへのアップロード行為等を許諾する排他的利用権を付与している（日本では「送信可能化権」という。著作権法第23条、第92条の2、第96条の2）。なお、タイは、実際には現行規定でかかる利用可能化権を与えており、また、WCT等を踏まえた著作権法の改正を予定していたが、交渉時点でWCT等の文言をベースとする規定を受け入れることに強い難色を示したため、努力規定の形

- で規定することとなった（第 133 条 1 項）。
- (2) DVD などに施されている複製防止のための技術的保護手段（コピープロテクト）について、WCT 第 11 条及び WPPT 第 18 条は、技術的保護手段の回避を防ぐための法的保護及び効果的な法的救済を定めることを義務付けているところ⁽¹¹⁾、WCT 及び WPPT 加盟国であるフィリピンとの間で、著作者、実演家又はレコード製作者が用いる技術的保護手段の回避を防ぐための措置や法的救済を定めることで合意した（第 126 条 2 項）。タイは前述の理由で努力規定となった（第 133 条 2 項）。
- (3) 「権利管理情報」、すなわち、電磁的方法により記録されている著作者人格権又は著作権・著作隣接権に関する情報に関し、交渉において、権利管理情報の改変等への対応（WCT 第 12 条、WPPT 第 19 条）を義務付けるよう求めた⁽¹²⁾。その結果、WCT 及び WPPT 加盟国であるフィリピン（第 126 条 3 項）及びインドネシア（第 115 条 4 項）との間で、「著作権及び関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら、故意に、(a) 電磁的な権利管理情報を権限なく除去し又は改変し、又は、(b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、著作物の複製物、実演又は固定された実演若しくはレコードの複製物を権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により利用が可能となる状態に置く行為を行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済を講ずる」ことで合意した。他方、タイは前述の理由で努力規定として置かれた（第 133 条 3 項）。
- (4) マレーシアは、インターネット上の著作権等を侵害する送信に関し、一定の条件の下でインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）の責任を制限する措置を導入することで合意した。すなわち、インターネット上のネットワーク等を通じた送信によって著作権等の侵害が行われた場合、(a) そのネットワーク等を管理・運営している ISP が侵害を抑止するために必要な措置を取る場合や、(b) ISP にとって当該送信を抑止することが技術的に不可能な場合又はかかる権利侵害を知ることが困難な場合、ISP の責任を制限する適切な措置を取ることで合意した（第 122 条 2 項）。日本のプロバイダ責任法をもとにした規定であり、(a) は同法第 3 条 2 項、(b) は同

条 1 項に対応している。なお、スイスでは、権利者が権利侵害を主張するコンテンツについて ISP に有効な通知をした場合、権利者が ISP から情報送信者の身元に関する情報を迅速に入手できる制度、いわゆる発信者情報開示制度の導入についても規定した（第 126 条 2 項）。

8. 植物新品種の保護

- (1) 植物の新品種とは、既存の品種を改良した結果、それとは異なる特性を獲得した品種を作り出し、その特性を遺伝子レベルで固定化させた品種をいい、この新品種に対する権利を「育成者権」と呼ぶ。国際的な植物の新品種の保護に関する条約としては、「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV 条約、1961 年、1978 年及び 1991 年改正）があり、1991 年改正条約は、加盟国に対し、「すべての植物の属及び種」の保護を義務付けている。TRIPS 協定第 27 条 3 項 (b) は、「加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度 (*sui generis*) 又はこれらの組み合わせによって植物の品種の保護を定める」ことを義務付けている。日本は 1991 年改正条約の加盟国であり、全ての植物の種類を「特別の制度」(*sui generis*) である種苗法によって保護している。なお、種苗法は相互主義をとっており（第 10 条）、外国人は、当該国が日本国民及び日本企業に対して内国民待遇を付与する場合に、当該国が保護する植物の種類の中で、日本における保護が認められている⁽¹³⁾。
- (2) 日本国民及び日本企業が相手国において最大限の保護を享受するためには、交渉相手国に全ての植物の種類を保護する 1991 年改正条約への加入を義務付けることが最も効果的な手段であったところ、チリは、2009 年 1 月 1 日迄に 1991 年改正条約へ加入することを約束した（第 162 条）。また、インドネシアは、1991 年改正条約に加入するために国内法を改正し、交渉時点では同条約加入の審査段階にあったため、「1991 年の UPOV 条約に適合する効果的な植物新品種の保護制度により、全ての植物の種類に対する保護を与える」ことを約束した（第 116 条）。ベトナムは、交渉開始直前の 2006 年 12 月に 1991 年改正条約へ加入し、植物の全種類の保護の実施に 10 年間の猶予期間が与えられたため、「1991 年改正条約に従い、実行可能な限り早期に全ての植物の種類に対する保護を与えるよう努める」ことを約束した

（第 90 条）。

- (3) 他方、UPOV 条約に加盟していないマレーシアは、「国際的に調和のとれた制度」（UPOV 条約を含意する）に適合する方法で植物の新品種を保護することの重要性を確認するとともに、他方の締約国（この締約国は日本を含意している）の関心に十分な考慮を払い、最も短い期間にできる限り多くの植物の種類を保護することに努めることで合意した（第 123 条）。同じく UPOV 条約加盟国ではないタイ、フィリピンも、マレーシアとほぼ同様の規定を置くことで合意した（タイ第 135 条、フィリピン第 127 条）。

9. 不正競争行為の禁止

- (1) 日本が不正競争防止法により禁止している不正競争行為は、パリ条約第 10 条の 2 が「工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為」と定義し、一般的な禁止に加え、特に禁止される行為を例示列挙している。TRIPS 協定第 2 条 1 項により、1967 年改正パリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の遵守が加盟国に義務付けられたため、TRIPS 協定加盟国は、パリ条約の加盟国でなくとも不正競争行為の禁止を義務付けられている。また、営業秘密の保護も、TRIPS 協定第 39 条が「開示されていない情報の保護」として定めている。
- (2) 全ての交渉相手国が TRIPS 協定加盟国であるため、不正競争行為の禁止及び「開示されていない情報の保護」を既に義務付けられているが、日本は交渉において、パリ条約に例示列挙されている行為に加えて禁止することを確保したい行為（形態模倣行為 [デッド・コピー] や著名表示冒用行為など）や、ドメインネームの不正使用等と比較的新しい行為を明示的に禁止するよう求めた。その結果、内容は国によって違いがあるが、チリを除く包括的な知的財産章を有する全ての交渉相手国において、不正競争行為の禁止及び「開示されていない情報の保護」の規定が設けられた。
- (3) まず、パリ条約に例示列挙されている次の行為を不正競争行為として禁止することを改めて確認している（マレーシア第 124 条 2 項、タイ第 136 条 2 項、インドネシア第 117 条 3 項、ベトナム 92 条 3 項）⁽¹⁴⁾。
- (a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業

- 所、商品、サービス⁽¹⁵⁾又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
- (b) 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
- (c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

これらに加え、形態模倣行為、すなわち、他の者の商品の形態を模倣する商品の譲渡、貸渡し、譲渡若しくは貸渡しのための展示、輸出又は輸入行為が禁止された（マレーシア第 124 条 2 項 (d)、フィリピン第 128 条 2 項 (a) [販売行為のみ禁止] 等）⁽¹⁶⁾。また、ドメインネームの不正使用等として、「不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図による他人の商品又はサービスについての表示と同一又は類似のドメインネームの使用権利の取得、保有及び使用」を不正競争行為として禁止した（マレーシア第 124 条 2 項 (e)、ベトナム第 92 条 3 項 (d)）⁽¹⁷⁾。さらに、インドネシアでは、需要者の混同を要件としない著名表示冒用行為について、不正競争行為として禁止することができるものとした（第 117 条 4 項 (a)、なおスイス第 120 条 2 項 (e) は禁止義務を定める）⁽¹⁸⁾。

- (4) また、営業秘密の保護についても「開示されていない情報の保護」として改めて確認している（マレーシア第 124 条 3 項、フィリピン第 128 条 3 項、ベトナム第 92 条 4 項）。なお、タイ（第 137 条）及びインドネシア（第 118 条）では独立した条文として規定している。
- (5) さらに、以上の不正競争行為を防止し又は処罰するための適切な法的救済手段を定めることを義務付け、特に、不正競争行為によりその営業上の利益が影響を受けると考える者が、訴えの提起、当該行為の停止・予防の差止請求、当該行為を構成する物品の廃棄及び当該行為のために使用された施設の除去請求、及び損害賠償請求を行うことができるよう確保することを定めている（マレーシア第 124 条 4 項、タイ第 136 条 3 項、インドネシア第 117 条 5 項、ベトナム第 92 条 5 項）⁽¹⁹⁾。

10. エンフォースメントの強化

エンフォースメントとは、知的財産権の権利行使面

を指し、具体的には、TRIPS 協定（第 41 条以下）に対応して、(a) 税関等による水際取締りを定める国境措置、(b) 侵害に対する権利者の民事救済、及び (c) 侵害者に対する刑事制裁を主な内容とする。TRIPS 協定発効後も、特に開発途上国において模倣品・海賊版の流通が必ずしも有効に規制されていないという状況もあり、日本は、TRIPS 協定上のエンフォースメント規定の確実な実施を求めるとともに、他方でもより厳格かつ効果的な手続の導入を求めた。なお、先進国との EPA である日スイス EPA では、日本が米国とともに主導している模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）に含むべきハイレベルなエンフォースメント規定を先取りして盛り込んでいる（第 122 条～第 125 条）。

国境措置

国境措置は、①輸入差止対象権利の拡大、②輸出差止申立制度の導入、③侵害品の荷送人・輸入者の名前及び住所の権利者への通報、④積戻し禁止対象権利の拡大、⑤職権による水際取締りなどについて合意している。

- (1) TRIPS 協定第 51 条第 1 文は、「不正商標商品又は著作権侵害物品」の輸入差止申立制度の導入を義務付けている。日本では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を有する者及び不正競争差止権者が、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物の輸入を差し止め、認定手続を執るべきことを申し立てることができる（関税法第 69 条の 13、同施行令第 62 条の 17。輸入してはならない貨物として関税法第 69 条の 11 第 1 項 9 号及び 10 号）。日本は、交渉において、輸入差止めの対象となる権利を拡大するよう求めた結果、フィリピンでは、商標権、著作権及び著作隣接権に加え、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品も輸入差止めの対象とすることで合意した（第 129 条 1 項）。また、チリでも同様の範囲まで輸入差止めの対象権利を拡大した（第 164 条 1 項）。
- (2) TRIPS 協定第 51 条第 3 文は、侵害物品の輸出差止申立制度を設けることができる旨を規定する。日本は、平成 18 年の関税定率法の改正により、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び育成者権を侵害する物品、及び、不正競争

防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為を組成する物品を輸出することを禁止し、これらの権利者による輸出差止申立制度を導入した（現関税法第 69 条の 3、同施行令第 62 条の 3）。この点につき、インドネシアでは、不正商標商品及び著作権侵害物品に限るものの、輸出差止申立制度の導入を義務付ける規定が設けられた（第 119 条 1 項）。また、チリでは、商標権、著作権及び著作隣接権侵害物品に加え、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品の輸出差止申立制度の導入を義務付けた（第 164 条 1 項）。

- (3) TRIPS 協定第 57 条は、侵害物品であるとの判断がなされた場合、当局が権利者に対して、権利侵害物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称、住所、当該物品の数量を通報する制度を設けることができる旨を規定する。日本では、関税法第 69 条の 12 第 2 項及び同施行令第 62 条の 16 が、権利者に対して権利侵害物品の輸入者及び仕出人（荷送人）の氏名又は名称及び住所を通知することを定めている。交渉の結果、マレーシアとの間で、知的財産権を侵害する物品について日本法と同様の通報義務を定めることで合意した（第 125 条 2 項）。またタイとは、商標権、著作権及び著作隣接権侵害の限度で、かかる通報義務を定めることで合意した（第 138 条 3 項）。
- (4) TRIPS 協定第 59 条第 2 文は、輸入された不正商標商品について、例外的な場合を除き、変更のない状態で積戻しを許容してはならないと規定している。日本は、交渉において、積戻し禁止対象権利を商標権のみならず著作権及び著作隣接権にまで拡大することを求めた。その結果、マレーシア（第 125 条 3 項）、タイ（第 138 条 5 項）及びインドネシア（第 119 条 3 項）において、例外的な場合を除くほか、権限ある当局が商標権のみならず著作権及び著作隣接権を侵害する物品⁽²⁰⁾の積戻しを禁止することで合意した。
- (5) TRIPS 協定は職権による差止手続を義務付けていないところ、タイでは、商標権、著作権及び著作隣接権侵害物品に限ってはあがあるが、税関当局が、権利者の申立てがない場合でも職権により国境措置を開始することができることで合意した（第 139 条 4 項、スイス第 123 条 1 項、2 項も同旨）。日本では、権利者の申立てがなくとも、税関当局は、職権で知的財産権侵害物品の輸入及び輸出の差止め

を行うことができる（現関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 69 条の 3、第 69 条の 11 第 9 号、第 10 号、第 69 条の 12）。

民事救済

ベトナムでは、権利者が実際に被った損害額の立証が極めて困難な場合、裁判所に合理的な損害額を認定する権限を与える規定が設けられた（第 94 条 1 項）。日本では、特許法第 105 条の 3、実用新案法第 30 条、意匠法第 41 条、商標法第 39 条、著作権法第 114 条の 5、不正競争防止法第 9 条、種苗法第 39 条が規定している（スイス第 124 条 4 項も同旨）。

これに加え、スイスでは、損害額の推定規定を設けることで合意した。すなわち、実際の損害を計算できるかどうかを問わず、(i) 実際の販売数量に侵害行為がなければ得られたであろう物品の単位数量あたりの利益額を乗じた額、(ii) 侵害行為により侵害者が得た利益、(iii) 権利の実施により権利者が受けるべき額（実施料相当額）などの要素を考慮に入れて計算した金額を損害額と推定することができるものとした（第 124 条 3 項）。日本の特許法第 102 条をもとにした規定である。

刑事制裁

刑事制裁は、①刑事罰対象権利の拡大、②侵害物品・道具及び証拠書類の差押え、③権利侵害の非親告罪化などについて合意している。

(1) TRIPS 協定第 61 条第 1 文は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製を刑事手続及び刑罰の対象とするよう義務付けている。日本では、これらの権利に加え、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権、集積回路の回路配置利用権、地理的表示、不正競争行為並びに育成者権の侵害について刑罰を課している⁽²¹⁾。交渉の結果、タイ（第 140 条 1 項）、フィリピン（第 129 条 3 項）及びインドネシア（第 120 条 1 項）において、刑事手続及び刑罰の対象となる知的財産権を、商標権、著作権及び著作隣接権に加え、特許権、実用新案権、意匠権、集積回路の回路配置利用権並びに育成者権にまで拡大することで合意した。

(2) TRIPS 協定第 61 条第 3 文は、少なくとも故意に

よる商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について、適当な場合には、刑事制裁に、侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含むと定められている。日本は、上記差押え、没収及び廃棄の制裁を確保するとともに、かかる制裁の対象となる権利を、商標権、著作権及び著作隣接権から他の知的財産権にまで拡大するよう求めた。交渉の結果、タイは、故意による商業的規模での特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権、集積回路の回路配置利用権並びに植物新品種に関連する権利が侵害される場合において、全ての侵害物品、違反行為のために主として使用された関連する道具及び証拠書類の差押えを命ずる権限を司法当局に与えることで合意した（第 140 条 3 項）。

(3) 日本は、知的財産権侵害を効果的に摘発及び抑止する観点から、交渉相手国に対し、少なくとも特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び植物新品種に係る権利の侵害について、権利者の告訴がなくとも当局が職権で訴追を行うことができるよう求めた結果⁽¹⁹⁾、タイにおいて、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び植物新品種に関連する権利の侵害を非親告罪とし、権利者の告訴がなくとも職権により刑事手続を開始することができることを確保した（第 140 条 4 項、スイス第 125 条 9 項も同旨）。

11. 協力

EPA 交渉では、多くの ASEAN 交渉相手国が、知的財産分野における日本との協力が重要であるとの意見を表明した。その結果、タイ及びチリを除く交渉相手国との間で、知的財産分野における協力の規定を置くことで合意した（シンガポール第 96 条以下、メキシコ第 144 条、マレーシア第 128 条、フィリピン第 119 条、インドネシア第 122 条、ベトナム第 96 条、スイス第 127 条）。具体的な協力の範囲及び形態としては、インドネシアを例にとると、協力の範囲として、パテントマップの作成、デジタル環境における知的財産の保護や、知的財産に関する教育及び啓発の事業計画、知的財産保護制度の運用の更なる近代化などが例として挙げられている（実施取極第 10 条 (a)）。また、協力の形態として、情報交換や経験・技能の共有、専門家の研修や交流の実施などが挙げられている（同条 (b)）。

12. 協議メカニズムの設置

(1) EPA の知的財産章では、知的財産に関する二国間協議メカニズム、すなわち、知的財産に関するあらゆる問題を討議する「知的財産に関する小委員会」が設けられた（シンガポール第 97 条、マレーシア第 129 条、タイ第 143 条、フィリピン第 130 条、インドネシア第 123 条、ベトナム第 97 条、チリ第 165 条、スイス第 128 条）。これは、EPA 交渉において相手国が受け入れなかった事項の検討機会を確保すると共に、将来にわたって知的財産制度の向上・発展のための議論を可能とする点で重要な意義を有するものである。小委員会を設置しなかった EPA でも、メキシコはビジネス環境整備委員会において（第 136 条以下）、ブルネイもビジネス環境整備小委員会において（第 97 条）、知的財産に関する事項を協議することが可能となっている。日 ASEAN 包括的経済連携協定も「知的財産に関する特別小委員会」を設置している（附属書五 第 1 部第 3 項）。

(2) 加えて、上記小委員会において、交渉時に合意できなかった事項について将来の検討を約束させている（いわゆるビルト・イン・アジェンダ）。例えば、マレーシアでは、真正の証明その他の証明要件（署名等の公証要求の原則禁止）、包括委任状制度、修正実体審査制度の運用改善、秘密意匠制度を含む意匠保護制度、商標の一出願多区分制度などが挙げられている（第 129 条 1 項 (b)）。他方、タイでは、伝統的な知識、遺伝資源及び民間伝承も討議事項として挙げられており、地理的表示の保護に関する問題（地理的表示の保護を強化することを含む）も意見交換事項として挙げられている（第 143 条 2 項）。これらは、逆にタイ側が交渉において協定に盛り込むことを強く主張し、日本側が合意しなかった事項である。

13. おわりに

近年、米国及び EU は、FTA において積極的に知的財産分野を取り扱っている（最近では、米韓 FTA、EU 韓国 FTA など [いずれも未発効]）。マルチのフォーラムでの交渉が膠着化している現在、米国及び EU は、自らの関心事項の規律について、FTA 等を利用してデファクト・スタンダード化を進めていると見られることもできる。

このような状況において、知的財産分野において米

国、EU とともに世界三極を構成する日本は、今後の EPA における知的財産分野の交渉において、米国及び EU の動きを注視・分析しつつ、実体的権利保護の強化及び手続事項を含めた相手国の知的財産制度や運用上の細かい問題点の改善を目指すほか、日スイス EPA で先取りした ACTA のハイレベルなエンフォーースメント規定の盛り込みを図るとともに、協議メカニズム設置によるフォローアップを可能とする日本型の知的財産章を推進し、自国の関心事項を実現していくべきと考える。また、マルチ、バイ、プリー（ACTA のような複数国間の条約）の条約交渉に加え、APEC、G8、二国間対話、当局間会合といった様々なフォーラムも利用し、知的財産制度の発展に向けた議論をリードしていくことが期待される。

最後に、本稿中で意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをお断りしておく。

注

- (1) 日本の EPA 戦略や具体的な交渉過程等については、『解説 FTA・EPA 交渉』（渡邊頼純監修、外務省経済局 EPA 交渉チーム編著、日本経済評論社、2007 年）が詳しい。
- (2) 医薬品アクセス問題とは、医薬品特許の存在が医薬品の高価格化を招き、途上国における HIV/AIDS 薬などへのアクセスの妨げとなっているとの主張をいう。2005 年 12 月、特許権の強制実施権の条件を定める TRIPS 協定改正議定書が一般理事会において採択された（WT/L/641。TRIPS 協定第 31 条 (f) の不適用を定める第 31 条の 2 を追加した。）。
- (3) 欧州委員会（EC）の HP http://drade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc_130376.pdf 参照。
- (4) マレーシアは、日マレーシア EPA 発効（2006 年 7 月）後の 2007 年 9 月にニース協定に加盟した。
- (5) 出願人がその発明について日本の特許庁以外の特許庁・政府機関へも出願している場合や国際出願している場合をいう（特許庁『早期審査・審理ガイドライン』）。
- (6) 修正実体審査制度とは、当該国の特許庁と、あらかじめその国が定めた他国の特許庁（所定特許庁）に、同じ発明を記載した特許出願がなされている場合、出願人が所定特許庁の審査結果を一定の手続に従って当該国特許庁に提出することにより、当該国特許庁が基本的にその所定特許庁の審査結果を受け入れて特許権を付与する制度。

- (7) 日本国特許法第 101 条 1 号及び 4 号。
- (8) インドネシアと交渉中の 2005 年 10 月、本田技研工業（株）が他社のバイクの意匠登録の取消しを求めている裁判において、インドネシア最高裁は、TRIPS 協定第 25 条 1 項を引用の上、意匠の新規性（同一性）の判断は「著しく異なるものではない（do not significantly differ）かどうか」の観点から行うべきと判示した。この判断により、多少の相違があっても著しく異なるものとはいえない場合には新規性が否定されることになったため、インドネシアにおける新規性の判断が従来よりも厳格化されることとなった。
- (9) タイは、意匠を「特許意匠」（patented design）として特許法に基づき保護している。
- (10) 日本国商標法第 20 条 2 項、3 項。なお、第 43 条 1 項。
- (11) 日本国著作権法第 2 条 1 項 20 号、第 30 条 1 項 2 号、第 120 条の 2 参照。
- (12) 日本国著作権法第 2 条 1 項 21 号、第 113 条 3 項、第 119 条 1 項。
- (13) 日本は、植物新品種の保護は前記「特別の制度」（*sui generis*）である種苗法に基づくものであり、TRIPS 協定上の知的財産ではないと整理しているため、相互主義をとっても TRIPS 協定の内国民待遇（第 3 条）及び最恵国待遇（第 4 条）には反しないと整理している。但し、EPA では、EPA 上の内国民待遇及び最恵国待遇の適用の対象となる「知的財産」の範囲に植物新品種を含めているため（マレーシア第 123 条、タイ第 135 条など）、種苗法の相互主義との抵触を避ける目的で、EPA 上の内国民待遇及び最恵国待遇が植物新品種の保護には適用されない旨を協定に明記している場合がある（マレーシア第 114 条及び第 115 条、タイ第 135 条 3 項）。
- (14) 日本では、(a) は不正競争防止法第 2 条 1 項 1 号 [混同惹起行為]、(b) は同法第 2 条 1 項第 14 号 [信用毀損行為]、(c) は同法第 2 条 1 項 13 号 [誤認惹起行為] が規定している。
- (15) ここでは、パリ条約に明記されていないサービスについても明記している。インドネシア第 117 条 3 項 (a) ～ (c) も同様。また、フィリピン第 128 条 2 項 (b) は、「競争者のサービスとの混同を生じさせる行為」を不正競争行為とする旨を明記している。
- (16) 不正競争防止法第 2 条 1 項 3 号。
- (17) 不正競争防止法第 2 条 1 項 12 号等。
- (18) 不正競争防止法第 2 条 1 項 2 号。
- (19) 不正競争防止法第 3 条、第 4 条。
- (20) 「関税法第 69 条の 12 第 1 項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」（輸出注意事項 15 第 16 号、最終改正輸出注意事項 22 第 8 号（平成 22 年 2 月 16 日付け））参照。
- (21) 特許法第 196 条、第 196 条の 2、実用新案法第 56 条、意匠法第 69 条、第 69 条の 2、商標法第 78 条、第 78 条の 2、著作権法第 119 条 2 項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 51 条、酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律第 98 条 2 号、不正競争防止法第 21 条、種苗法第 67 条。
- (22) 著作権法第 123 条（一部例外あり）、及び、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 51 条 2 項が親告罪を定めているため、これらの権利は除外している。

（原稿受領 2010. 8. 2）